

令和7年度 赤磐市職員採用試験受験案内

法務職（弁護士） 正規職員・特定任期付職員

法律に関する専門的な知識を持った皆さんをお待ちしています！



- ※ 試験日程、会場、試験内容の変更等を緊急にお知らせする場合があります。
試験日程、会場、試験内容等を変更する場合は、赤磐市ホームページ又は
受験申込メールにてお知らせする予定です。
- ※ パソコンからのメール (jinji@city.akaiwa.lg.jp) を受信できる状態にしておいて
ください。（迷惑メール対策設定の解除）

1 採用予定人員・職務内容

職種	身分 採用予定人員	職務内容
法務職 (弁護士)	正規職員 [1人程度]	①市の施策における法的妥当性や法令適合性の検証 ②職員からの法律相談に対する助言・指導 (困難な事案は顧問弁護士が対応) ③条例・規則の制定・改正の法律解釈等 ④契約書や仕様書、民間連携事業等における協定内容の法的見地 からの確認 ⑤債権の管理・回収に関する相談 ⑥行政不服審査業務 ⑦その他所属部署に係る所掌事務等
	特定任期付職員 [1人程度] 任用期間：2年間 (更新有) 最長5年間	

2 受験資格

(1) 年齢、学歴等

試験職種	受験資格
正規職員	次の①、②のいずれにも該当する人 ①司法試験に合格し、司法修習を終了している人 ②昭和50年4月2日以降に生まれた人 (令和7年4月1日時点で50歳以下)
特定任期付職員	①弁護士名簿に登録されている人

- (2) 任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在の弁護士業務を停止していただく必要があります。
- (3) 身体に障がいのある人は、上記受験資格を有し、かつ介護者なしで職務が遂行できる人とします。
(障がい者用トイレ、出入口スロープ、エレベーター設備はあります。)
- (4) 次のいずれかに該当する人は、(1)の該当者であっても受験できません。
①日本の国籍を有しない者
②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

3 受験申し込み手続きなど ★★★ 月締め（月末）で随時選考を行います！ ★★★

- (1) 提出書類 ※ WEBもしくは郵送等により申し込みください。郵送等の場合は、全て赤磐市ホームページからA4サイズでダウンロード、印刷してください。

<郵送等による申し込み>

- ①赤磐市職員採用試験受験申込書（市指定用紙）
写真（横3cm×縦4cmで3か月以内に撮影したもの）を貼付して提出
- ②エントリーシート（市指定用紙）

③受験資格の[正規職員：司法修習を終了していること]または[特定任期付職員：弁護士名簿に登録されている人]を証明する書類の写し

<WEBでの申し込み>

二次元バーコードまたはURLから申し込みください。

https://apply.e-tumo.jp/city-akaiwa-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=49807



(2) 郵送等の提出先・問い合わせ先

〒709-0898 赤磐市下市344番地

赤磐市役所 赤磐市総務部総務課総務人事班(本庁2階) TEL 086-955-4782

封筒の表に「採用試験受験申込書在中」と朱書きしてください。

※簡易書留又は特定記録によらない場合の事故等については責任を負いません。

(3) 受験票の交付

受験票は、第1次試験合格者に郵送します。

(写真を貼付の上、第2次試験当日に必ず持参してください。)

なお、試験日の1週間前までに受験票が到着しない場合は、上記(2)の問い合わせ先まで連絡してください。

4 試験日時・試験項目・試験会場

試験日	科 目
【 第1次試験 】	◆書類選考 提出された書類等（エントリーシートなど）により選考
	◆適正検査 択一式（65分） ※テストセンター又はWEBテスティング
【 第2次試験 】	◆個別面接 ※試験日時・会場など詳細は直接通知します。 日時は、相談可能です。

5 採用日時・給与など

(1) 最終合格発表後、相談の上、採用日を決定します。

(2) 採用時の役職と初任給

職 種	初 任 納
正規職員	[弁護士としての実務経験なしの場合] 役職：主任 給料月額 354,000円 弁護士としての実務経験年数・実績に基づき役職を決定し、給与月額の加算もあります。その他、諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当など）がそれぞれの条件に応じて支給されます。
特定任期付職員	[弁護士としての実務経験なしの場合] 給料月額 405,000円 [弁護士としての実務経験あり（6ヶ月以上）の場合] 給料月額 455,000円 以上（実務経験に基づき決定します。）

※今後の給与改定状況によっては、初任給が増減することがあります。

6 その他

(1) 最終合格発表後、弁護士資格を喪失した場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合及び申込書等の記載事項等に不正があった場合には、合格及び採用を取り消すことがあります。

(2) 任期付職員は、採用後も、弁護士登録を維持していただく必要があります。弁護士会の会費等は、自己負担となります。

(3) 試験当日、自然災害による試験の中止等の情報は、電子メールにてお知らせします。

(4) 電話による合否の確認には一切応じられません。